

令和6年 4月25日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 志知 雄一

下記の案件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出ください。

記

1. 件名 FUJIFILM プリンタトナーカートリッジ
※購入物品、数量、品名、規格等については、別紙仕様書のとおり
2. 納入期限 令和6年6月28日（金）
3. 納入場所 前橋市岩神町四丁目16番25号
関東森林管理局 企画調整課
4. 見積書等提出の日時・場所 日時：令和6年5月17日（金）正午まで
場所：関東森林管理局 経理課 企画係 ※郵便による提出を認める。
5. 必要な資格等 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」又は「物品の販売」において資格を有する者
6. 提出書類 ①見積書（見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください。）
②令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し（5の資格を証明できる書類の写し）
※上記書類を封緘し、封筒の表に「トナーカートリッジ 見積書在中」と朱書きで記載のうえ、提出ください。
8. その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3) 例示品と同等の品質・企画を満たす物品で見積する場合は、事前に担当者の上承を得てください。
(4) 本契約に係る契約書の作成は省略します。

（担当：企画調整課企画調整係）

（電話：027-210-1150）

仕 様 書
FUJIFILMプリンタトナーカートリッジ

1. 物件名

番号	物品名	例示品		規格・品質等	数量	単位
		メーカー名	品名・品番			
1	大容量トナーカートリッジ	FUJIFILM	CT203887	ブラック (K) ApeosPrint C4570用	1	個
2	大容量トナーカートリッジ	FUJIFILM	CT203888	シアン (C) ApeosPrint C4570用	1	個
3	大容量トナーカートリッジ	FUJIFILM	CT203889	マゼンタ (M) ApeosPrint C4570用	1	個
4	大容量トナーカートリッジ	FUJIFILM	CT203890	イエロー (Y) ApeosPrint C4570用	1	個
合 計					4	

上記の規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

- ① 納入場所は関東森林管理局企画調整課とする。
- ② 納入数は上記のとおりとする。

3. 責任の所在

- ① 物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- ① 詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

契約条件書（売買）

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者（又は見積者）を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合はか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 5.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。